**第33条　国内実施と監視の指標例**（JD仮訳）

国内の実施と監視

**特質**

・　連絡先と調整の仕組み

・　独立した監視の枠組み

・　障害者団体の参加\*

**構造指標**

**33.1** 条約の実施のために障害のある人の権利を一般化する(mainstream)のに十分な権限を持つ、政府内（すべての支局とレベルにまたがる政府、省庁と部門）の1つ以上の連絡先を法令により指定すること**[[1]](#endnote-1)**。(1/4.7に同じ)

**33.2** 国内実施を強化するため、条約の一般化と実施を確実にする明確な構造、任務、指導力、十分な権限を持ち、いろいろな部門やレベルにまたがる関連行動を促進するための政府内の調整の仕組みを、法令により指定すること**[[2]](#endnote-2)**。(1/4.8に同じ)

**33.3** 連絡先及び調整の仕組みの機能、およびこれらとの連携・協力に関する、公共部門の職員向けの規則及び／又は取り決めを採択。

**33.4** 連絡先および調整の仕組みの機能およびこれらとの連携に関する、市民団体、特に障害者団体向けの規則および／または取り決めを採択**[[3]](#endnote-3)**。

**33.5** CRPD の実施に関連する連絡先及び調整の仕組みの活動を確保することを目的とした公共支出に関する目印(marker)を採用する法的義務

**33.6** 市民団体、特に障害のある人及びその代表団体との緊密な協議の下、条約の実施を促進し、保護し、監視するための枠組みを確立する。その枠組みは、

- 憲法又は法律で任命された1つ以上の独立した仕組み**[[4]](#endnote-4)**を含み、

- 人権の保護と促進のための国家機関の地位と機能に関する「原則」**[[5]](#endnote-5)**を尊重する（SDGs指標16.a.1**[[6]](#endnote-6)**を含む）こと。

**33.7** CRPDの実施及び監視に関する目印を設ける法的義務が採択され、監視の枠組みへの公的支出に直接適用されていること。

**33.8** 条約の実施の監視に、すべての障害の構成要素を含め、障害のある子どもを含む障害のある人及びその代表団体が参加するための、インクルーシブかつアクセシブルな手続き及び仕組みを定める法令上の規定**[[7]](#endnote-7)**。(1/4.9と同様)

33.9 CRPD実施の監視に参加する障害のある人の組織の強化を財政的に支援するために、国家予算からの資金配分を義務付ける法的規定**[[8]](#endnote-8)**。(1/4.11と同様)

**プロセス指標**

**33.10** 連絡先に所属または指名された、および／または調整の仕組みに所属する公共部門職員の中で、CRPDに関する研修を受けた者の数と割合**[[9]](#endnote-9)**。

**33.11** 連絡先と調整の仕組みの存在、その任務、関与の手順／取り決めについて、すべての関連する公共部門職員を対象とした研修や意識向上活動、指針文書の数。

**33.12** 独立した監視枠組みが実施した、条約に関する意識向上活動、能力構築、研修事業を含む推進活動の種類と数**[[10]](#endnote-10)**。対象者（一般市民、公共部門の職員など）別に集計。

**33.13** 独立監視枠組みが見直した、障害のある人の権利に関する国内法案、政策、戦略、行政決定、その他の行政行為等の数。見直しの対象別に、また要請に応じて見直しが行われたか否か別に集計。

**33.14** 障害のある人を含む人権の監視及び保護の強化のための、情報交換、相互の技術的助言等の目的を含んだ、監視の枠組みと国及び／又は地方の統計局との間の正式な協力協定の採択**[[11]](#endnote-11)**。

**33.15** 障害のある人が（法制により、または事実上）自由を奪われている施設やその他の場所への訪問、障害のある人へのサービス提供者の施設の視察、採択された法律や政策の評価などの監視活動の種類と数。

**33.16** 国際的・地域的な監視の仕組み（例：CRPD委員会やその他の条約体）に提出された独立した監視の枠組みが発行した報告書の中で、障害のある人の権利を取り上げたものの数と割合。

**33.17** 国家予算から配分され、監視活動への参加を目的として障害者団体に分配される予算。(1/4.16と同様）

**33.18** 監視活動への参加を目的とした障害者団体の能力強化のために国から資金提供を受けたCRPDに関する能力構築活動の数。

**33.19** 障害のある人の権利に関連する監視活動の中で、障害者団体の参加が認められているものの数と割合。介入／活動の種類とテーマ別に集計。

**成果指標**

**33.20** CRPD の実施に関連した障害の連絡先と調整の仕組み、または省庁間委員会や作業部会の会合の数。

**33.21** CRPD の下での権利および救済方法について、独立した監視枠組みに支援を求めた個人または組織の数。および障害者に関連する集団訴訟が独立監視枠組みによって司法制度に紹介された割合**[[12]](#endnote-12)**。

**33.22**該当する場合**[[13]](#endnote-13)**、条約違反を主張して監視枠組みのメカニズムに提出された個人または集団の苦情のうち、調査および裁定を受けた苦情の割合、申立人に有利と判断された苦情の割合、および政府および／または義務負担者によって遵守された苦情の割合。

**33.23**独立した監視枠組みに参加している障害者を代表する団体の数。団体の種類、障害のある人のどの構成要素代表しているか**[[14]](#endnote-14)**、および地理的位置別に集計。

**33.24**政府の障害に関する連絡先および／または調整の仕組みの業務に参加している障害を代表する団体の数。独立した監視枠組みに参加している障害者を代表する団体の数。団体の種類、障害のある人のどの構成要素を代表しているか**[[15]](#endnote-15)**、および地理的位置別に集計。

付属資料

**\*** 第33条3は、「市民社会、特に障害のある人およびその代表組織」としている。当面、この指標では、障害者団体に焦点を当てる。CRPDの第4条3及び第33条3に関するCRPD委員会の[一般的意見第7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)および参加に関する障害者の権利に関する特別報告者の報告[A/HRC/31/62](https://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/HRC/31/62&Lang=en)を参照。

(翻訳：佐藤久夫、尾上裕亮)

1. 1つの一般的または主要な連絡先、または省庁内の連絡先のいずれかを指定する場合、障害に対する人権に基づくアプローチと非差別の義務に関する知識が第一の考慮事項とならなければならない。さらに、連絡先は、省庁の組織の中にあるもの（すなわち障害者庁）も、または省庁の後ろだての下で活動するもの（すなわち障害者問題について委任された機関）も、政策決定プロセスに影響を与えるために十分な権限を持たなければならない。障害者団体の代表者を含む政府主導の障害者機関の設立は、障害のある人の生活に直接または間接的に影響を与える法律や政策の策定と実施において、障害のある人のあらゆる多様性を代表する団体を通じて、障害のある人と密接に協議するという第4条3の下での国の義務を尽くさないことに留意しなければならない。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 第5条から30条に規定されている義務と国際監視に関連する義務の実施を調整することに加えて、調整の仕組みは、第4条、31条、32条に規定されている一般的かつ特定の義務を果たすように義務付けられるべきである。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 障害者団体に関しては、この指標はまた、CRPD第4条3の下での国の義務の遵守状況を評価することに寄与し、第1から4条の関連指標と併せて考慮されるべきである。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 国は、この枠組みを設定する際には、以下の基準に従わなければならない。

   - 枠組みが監視の仕組みとして単一の機関で構成されている場合：それは行政府から独立していなければならず、パリ原則を遵守しなければならない。

   - 枠組みが1つ以上の仕組みで構成されている場合、すべての仕組みは行政府から独立していなければならず、少なくとも1つはパリ原則に準拠していなければならない。

   CRPD委員会の「独立した監視枠組みと委員会の活動へのその参加に関するガイドライン」（2016年）、12項参照。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 独立した監視枠組みの仕組みは以下の通りであるべきである。

   - 国の行政機関から独立している。

   - 国家予算からの適切な資金と資源（職員の適切な技術的専門性を含む）をもち、計画と運営に関する自治権がある。

   - 公的、民主的で、透明性のある参加型の方法で任命され、一定期間の職務権限を持つメンバーを擁する。

   - 障害者団体の「代表者の存在」を確保することを検討する（パリ原則「独立性と多元性の構成と保証」の項1(a)参照）。

   - 独立して持続的に活動できる安定した制度的基盤（憲法または法律の根拠）をもつ。

   - どの問題が検討の対象となるかを決定し検討する際に自治権を行使する。

   - 都市部、農村部、遠隔地のいずれにおいても、情報、データベース、記録、施設、敷地への迅速かつ完全なアクセスが可能である。

   - あらゆる個人、機関、団体、政府機関への無制限のアクセスと相互作用を持つ。

   - 職員が継続的に研修を受けることができる。

   - 苦情対応の任務がある場合には、条約の権利が侵害されたと主張する個人またはグループからの苦情を聞き、検討する。 [↑](#endnote-ref-5)
6. CRPD第33条2に基づき、指標33.5にはSDG指標16.a.1が含まれ、そこには「パリ原則を遵守した独立した国内人権機関の存在」とある。国内人権機関世界連合「[認定表](https://nhri.ohchr.org/EN/AboutUs/GANHRIAccreditation/Documents/Status%20Accreditation%20Chart.pdf)」参照。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 独立した監視枠組みのメンバーとスタッフに対して、監視活動の計画と実施に市民社会を参加させることを義務付けるべきである。例えば、独立した監視枠組み(IMF)または国家人権機関(NHRI)の職員は、その年の監視活動計画の優先順位を決定するために、インクルーシブかつアクセシブルな協議プロセスを実施すべきである。共同活動として、障害のある人の権利侵害の事例を発見するために、障害のある人のための既存の居住施設やサービスの監察に、障害のある人の組織や市民団体が参加するように招かれるべきである。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 資金助成制度は、監視活動への貢献において障害者団体の独立性を損なうものであってはならない。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 研修には、最低限、障害に対する人権に基づくアプローチ、非差別、と合理的配慮の提供、ユニバーサルデザイン、アクセシビリティ（アクセシブルな情報やコミュニケーションを含む）、障害のある人およびその代表組織と協議し、積極的に関与する義務を含む条約の一般的な概要と主要な原則および概念、および各連絡先の任務に関連する条約の分野についてのより深い考察が含まれるべきである（例えば、教育省の連絡先では、インクルーシブ教育を受ける権利に関する第24条に焦点を当てるべきである）。 [↑](#endnote-ref-9)
10. 「独立した監視枠組み」についてのこの指標とつづくプロセス指標と成果指標は、この枠組みの中で独立した仕組みが行った行動を通じて、枠組みの任務の履行を評価しようとするものである。 [↑](#endnote-ref-10)
11. 例えば、NHRI と国家統計局の間で、人権高等弁務官事務所(OHCHR)の支援を受けて覚書が締結されている（例：ケニアとパレスチナ）。詳細については、hrindicators@ohchr.org に連絡し、覚書のテンプレート(ひな形)を入手すること。 [↑](#endnote-ref-11)
12. 集団的苦情の紹介は、最も疎外されたグループに属する障害のある人に影響を与えている動向を特定して対処するために、侵害された権利／条項ごとに分類し、性、年齢、障害、その他の関連する基準ごとに分類されるべきである。 [↑](#endnote-ref-12)
13. 「人権の保護及び促進のための国家機関の地位及び機能に関する原則」は、NHRIが苦情処理の仕組みを任されることを示唆しているが、それを義務付けてはいない。「国内機関は、個々の状況に関する苦情や陳情を聴取し、検討する権限を与えられることもある。訴えは、個人、その代理人、第三者、非政府組織、労働組合連合会、またはその他の代理組織が、国内機関に提出することができる」としている。 [↑](#endnote-ref-13)
14. 障害のある女性、障害のある子どもや若者の団体、そして先住民族の障害のある人など埋もれがちなグループの団体に関する情報を明確に含めること。CRPDの第4条3および第33条3に関するCRPD委員会の[一般的意見7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-14)
15. 障害のある女性、障害のある子どもや若者の団体、そして先住民族の障害のある人など埋もれがちなグループの団体に関する情報を明確に含めること。CRPDの第4条3および第33条3に関するCRPD委員会の[一般的意見7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-15)